

平成二十八年三月十八日受領
答弁第一七七八号

内閣衆質一九〇第一七八号

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理法の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理法の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二について

公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）附則第十三条第一項の規定を受け、内閣府において、同法の施行の状況を勘案しつつ、公文書等の管理に関して優れた識見を有する公文書管理委員会委員の意見を踏まえながら、公文書管理の在り方について検討を進めているところであり、その結果を踏まえて、具体的にどのような措置が必要であるかについて速やかに検討を行い、結論が得られたものから必要な措置を講ずることとしているが、その日程については、現時点においては未定である。